L_{21} ＝ 0.02967
L_{22} ＝ 0.02982
L_{23} ＝ 0.03005
L_{24} ＝ 0.03131
L_{25} ＝ 0.032
L_{26} ＝ 0.031
L_{27} ＝ 0.031
L_{28} ＝ 0.0302
L_{29} ＝ 0.0303
L_{30} ＝ 0.03036
$L_{令元}$ ＝ 0.03003
$L_{令2}$ ＝ 0.00099
$L_{令3}$ ＝ 0.00122
$L_{令4}$ ＝ 0.00321

M　都道府県知事の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額（地方財政法第５条の３第６項の規定による届出をして発行する見込みである地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定すると見込まれるものの額を含む。以下同じ。）（公害防止事業分を除く。）として総務大臣が通知した額

N　日本下水道事業団からの下水汚泥広域処理事業の施設の地方団体への移管に係る地方債の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

O_n　流域下水道、公共下水道幹線管渠等及び農業集落排水施設の準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

P_{27} ＝ 0.064
P_{28} ＝ 0.0633
P_{29} ＝ 0.0634
P_{30} ＝ 0.06366

L_{21} ＝ 0.02971
L_{22} ＝ 0.02993
L_{23} ＝ 0.03012
L_{24} ＝ 0.032
L_{25} ＝ 0.032
L_{26} ＝ 0.031
L_{27} ＝ 0.031
L_{28} ＝ 0.0303
L_{29} ＝ 0.0304
L_{30} ＝ 0.03042
$L_{令元}$ ＝ 0.00063
$L_{令2}$ ＝ 0.00099
$L_{令3}$ ＝ 0.00122

M　都道府県知事の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額（地方財政法第５条の３第６項の規定による届出をして発行する見込みである地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定すると見込まれるものの額を含む。以下同じ。）（公害防止事業分を除く。）として総務大臣が通知した額

N　日本下水道事業団からの下水汚泥広域処理事業の施設の地方団体への移管に係る地方債の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

O_n　流域下水道、公共下水道幹線管渠等及び農業集落排水施設の準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

P_{27} ＝ 0.064
P_{28} ＝ 0.0634
P_{29} ＝ 0.0635
P_{30} ＝ 0.06380